

学校だより

熱砂

<発行>
令和2年6月4日
発行責任者：校長
和田 政男

KHDAによるDistance-Learningに係るEvaluation終わる

「えっ、オンライン授業にまでインスペクションが入るの！」と多少の驚きをもって準備をしていたのですが、「Inspection」ではなく、「Evaluation」とのことで、違いもよくわからないまま、6月1日の当日を迎えました。二人の Evaluator の方との延べ約3時間のミーティング、延べ8時間のオンライン授業の授業を参観していただき、この日の Evaluation は無事に終了いたしました。

終了後 Evaluator の方からいただいた電話では、丁寧に学校の対応に対するお礼が述べられ、「ミーティング、授業共にとても楽しかった。日本人学校のオンライン授業の取組みの成功を確認した。」旨、お話しされておりました。

今後、評価が届くものと思われませんが、届きましたらお知らせいたします。

英語学習に、

習熟度別少人数指導

昨年度の終わりごろから、本校の語学学習を改善しようと、職員でプロジェクトチームを結成して検討して参りました。検討の結果、これまで別々に行われていた EC と外国語活動、教科としての英語を統合し、さらに、習熟度別の少人数指導を行うことにいたしました。使用するテキストも、日本の教科書の他に、イギリスから取り寄せた、習熟度に応じた教材を使用することにしております。

ところが、今年度のスタートはオンライン授業となりましたので、まずはオンライン授業を軌道に乗せることを優先しておりました。2ヶ月経過し、アンケートや保護者からの要望も考慮し、6月から、かねてより計画していた習熟度別少人数指導を導入いたしました。詳細は、6/1 に配布したお便りのとおりです。

やってみて、不都合な点があれば、臨機応変に改善して参りますので、ご意見等は遠慮なくお寄せいただければと思います。

アラビア語も1学級を2グループに分ける少人数指導を始めます。

これだけ頑張っているオンラインでの授業が、 授業日数にカウントできない！？

手探りで始めた本校のオンラインでの授業も2ヶ月を経過し、皆様のご協力により、安定して運営出来ているなという手ごたえを感じることができるようになりました。

しかし、日本の学校保健安全法という法令及び関連法令によれば、感染症等による学校の臨時休校の期間は、授業日数にカウントしないことになっております。

今回の新型コロナウイルス感染症対策としての休

校は、長期間に及ぶこと。本校の場合は、通常の授業日とほぼ変わらない日程でオンラインでの授業を展開できていること等の状況を文部科学省にお伝えし、オンラインで行っている授業を授業日としてカウントできないかを4月より相談しておりました。

文科省では慎重に検討し、先週その回答がQ&Aという形で届きました。一部抜粋でお伝えいたします。

Q. 新型コロナウイルス感染症対策のために日本人学校の臨時休業が長期化する中、テレビ会議システム等を活用したオンライン指導を行っているが、これは教育課程・学習評価・指導要録上、どのように取り扱うべきでしょうか。

A. 日本人学校は日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを目的として海外に設置されたものであり、臨時休業期間中における「テレビ会議システム等を活用した教師による同時双方向型のオンライン指導」の取扱いについても国内の学校と同様となります。そのため、臨時休業期間中におけるオンライン指導を通じた学習については、家庭学習の一環として扱います。なお、日本人学校が指導計画を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認する場合、オンライン指導についても学校における学習評価に反映させることは可能です。また、臨時休業期間は、指導要録上の「授業日数」には含めないものとして扱い、「欠席日数」として記録しないこととされており、オンライン指導を行った場合においても、同様の取り扱いとします。

本校にとって、大変残念な決定ですが、転出や進学等に伴う本校発行の書類には、本校のオンライン授業の状況を詳細に記し、決して学習の遅れがないことをきちんと伝えます。